住所　栃木県大田原市浅香３丁目3722番地６
曹冬梅　昭和54年11月26日生
住所　大阪府泉佐野市鶴原230番地３
姜司　昭和49年５月２日生
住所　和歌山市園部1488番地
姜ウォン　昭和51年７月31日生
住所　東京都中野区中央３丁目８番２号
魏飛飛　昭和61年４月23日生
住所　浜松市中区佐鳴台６丁目12番33号
姜友子　昭和19年３月20日生
住所　千葉県松戸市樋野口885番地
周玉嬌　昭和55年７月31日生
周夢結　平成17年12月19日生
住所　東京都渋谷区笹塚１丁目33番７号
姜奉姫　昭和30年７月17日生
徐賢秀　昭和57年12月19日生
徐秀憲　昭和61年６月３日生
徐美恵　平成２年３月２日生
住所　福岡市東区箱松４丁目８番31―702号
張暁麗　昭和47年10月14日生
住所　岐阜県各務原市那加前野町２丁目56番地１
徐清華　昭和50年５月19日生
住所　静岡市駿河区広野６丁目20番27―Ｄ２号
モリシタ・アンジェラ　昭和47年10月14日生
住所　山梨県富士吉田市竜ケ丘１丁目２番７号
エミリア・トヨミ・シバ・ワタナベ　昭和39年７月８日生
住所　愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４
エドアルド・ヘンミ　昭和43年５月４日生
ラファエル・カツトシ・ヘンミ　平成４年７月30日生
カリネ・アユミ・ヘンミ　平成９年２月18日生
住所　名古屋市北区中切町５丁目１番地
モハマッド・ナセル・ナディーム・バット　昭和44年２月20日生
住所　名古屋市名東区猪子石１丁目1020番地
喩瀚　昭和43年11月１日生
住所　名古屋市東区東大曽根町48番10号
殷国慶　昭和39年10月１日生
殷述勇　平成４年７月15日生

○財務省告示第三十一号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十一年度の初日から平成二十一年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年一月二十九日

財務大臣　菅　**直**人

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第一の六に掲げる物品の平成二十一年度の初日から平成二十一年十二月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○トン
二	○トン
三	○・八○トン
四	二五、二○一トン
五	一、○六六トン
六	一一トン
七	四・八六トン
八	○・三二トン
九	三○、二九四トン
一○	五、一一五トン
一一	二五四トン
一二	四八、五○七トン
一三	三、七八六、○六八トン
一四	一、○九二、○四八トン
一四の二	三七六、七二二トン
一五	五五八トン
一六	一○、六○二トン
一七	一○二、一二一トン
一八	一○、六一三トン
一九	五三六トン
二○	二○三トン
二一	一七、三五九トン
二二	三四七トン
二三	四、一六七トン
二四	二三トン
二五	○トン
二六	三、九九四トン
二七	七、二七五トン
二八	二トン
二九	五七九トン

○財務省告示第三十二号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年一月二十九日

財務大臣　菅　**直**人

平成二十一年度の初日から平成二十一年十二月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十六万三千六百二十八トン
二　冷凍牛肉　二十万三千二百三十トン

○財務省告示第三十三号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十一年度の初日から平成二十一年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十二年一月二十九日

財務大臣　菅　**直**人

平成二十一年度の初日から平成二十一年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　四十八万三百四十八トン
二　生きている豚及び豚肉等　四十八万三百五十二トン

○財務省告示第三十四号

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)第八条の四第一項後段の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵鉱工業産品等の輸入額等が限度額等の五分の一を超えることとなった特恵受益国等、特定特恵鉱工業産品等及び月を次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十九日

財務大臣　菅　**直**人

一　次表の上欄に掲げる関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)別表第三の区分に応じ、次表の中欄に掲げる特定特恵鉱工業産品等及び同表の下欄に掲げる特恵受益国等

項名	特定特恵鉱工業産品等	特恵受益国等
九	関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表(以下この表において「関税率表」という。)第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	ブラジル
六五	関税率表第七二〇二・一一号又は第七二〇二・一九号に掲げる物品	南アフリカ共和国
七一	関税率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二一号、第七四〇八・一一号、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二一号に掲げる物品 関税率表第七四〇七・二九号の二又は第七四〇八・二九号に掲げる物品のうち 銅・すず合金(青銅)のもの	中華人民共和国

二　輸入額等が限度額等を超えることとなった月　平成二十一年十二月